

令和7年（ワ）第3286号 オンライン記事掲載差止請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外8名

被告 宮 部 龍 彦

準備書面2

（地区情報の公知性について）

さいたま地方裁判所第2民事部合議B係 御中

令和8年6月2日

被告 宮部 龍彦

被告は、個人原告らと本件各記事・本件各動画との対応関係、及び本件で問題とされている地区情報が公刊資料、原告側団体自身の資料及び自治体資料にすでに存在することについて、以下のとおり述べる。

第1 本書面の趣旨

本書面の中心は、地区に関する情報と、個人原告ら自身に関する情報を分ける点にある。原告らは、地区に関する情報が掲載されたことから、直ちに個人原告らの人格的利益又はプライバシーが侵害されたかのように主張する。しかし、地区に関する情報は、原告側団体自身の資料を含む公刊資料や自治体資料にすでに存在する。したがって、本件で問題となるのは、被告の記事又は動画が、各個人原告について、既存資料にはないどの情報を新たに明らかにしたのかである。

第2 訴状上の個人原告との対応関係

1 個人原告との関係が記載されていない地域

- (1) 訴状別紙掲載地域一覧によっても、地域29、地域30、地域35、地域37、地域38、地域39及び地域40については、個人原告との関係が記載されていない。これらの地域について、誰のどの権利が侵害されたのかは、訴状上明らかでない。
- (2) したがって、これらの地域に関する削除請求、将来公表禁止請求及び損害賠償請求は、原告ら自身の訴状を前提としても、実質的には、原告埼玉県連自身の請求又は第三者の権利を代表して行う請求である。準備書面1第3及び第4で述べた

とおり、原告埼玉県連による任意的訴訟担当も、団体自身の権利侵害も認められない。

2 個人原告と結び付けられている地域

- (1) 訴状上、個人原告と結び付けられているのは、地域28、地域31、地域32、地域33、地域34及び地域36である。しかし、これらの地域についても、本件各記事及び本件各動画には、個人原告らの氏名、住所、役職又は経歴は記載されていない。原告らは、訴状で自ら個人原告らの情報と各地域との関係を記載し、それを被告の記事及び動画に結び付けている。
- (2) 特に、個人原告3及び個人原告6について、訴状は自宅建物等が本件ウェブページの写真に映り込んでいる旨を主張する。しかし、建物外観が写真又は動画に含まれるとしても、それが当該個人原告の自宅又は関係建物であるとの情報は、記事又は動画からは分からない。被告の記事及び動画が、個人原告らの個人情報を公表したものではない。
- (3) 動画についても同じである。訴状は、JINKEN.TV上の各動画を差止対象に含めるが、どの発言、映像、タイムスタンプ、サムネイル又は画面が、どの個人原告との関係で違法であるのかを特定していない。この点は、準備書面1第7及び第10でも述べたとおりであり、本書面では、以下、地区に関する情報がすでに公開資料に存在することを中心に述べる。

第3 本件で問題とされる地区情報は公刊資料等に存在すること

1 公開資料を示す理由

- (1) 以下で被告が述べるのは、本件で問題とされている地区について、関係する情報がすでに公刊資料、原告側団体自身の資料又は自治体資料で確認できるという事実である。
- (2) プライバシー侵害の有無を判断するうえでは、その情報が一般に知られていないものかどうかの問題となる。また、削除及び将来公表禁止の必要性・相当性を判断するうえでも、当該情報が被告の記事によって初めて社会に出たものか、それとも、すでに公刊資料、自治体資料又は原告側団体自身の資料で確認できたものかは重要である。
- (3) 以下では、原告側団体自身の公刊資料（乙9、乙14）、公刊研究書（乙10、乙11）、自治体又は自治体施設に関する公開資料（乙8、乙12、乙13）に分けて述べる。いずれも、被告の記事によって初めて社会に出た資料ではない。

2 原告側団体自身の公刊資料

- (1) 特に重要なのは、乙9である。乙9は部落解放同盟大宮支部が作成し、部落解放同盟埼玉県連合会大宮支部を発行所として刊行された資料である。同書の奥付には、発行所所在地として「大宮市三橋3丁目113」まで記載されている（乙9・145頁）。
- (2) 乙9は、抽象的な運動論にとどまらない。同書は、冒頭で「わが大宮市には3つの被差別部落があります」と記載し（乙9・2、3頁）、巻頭には「三橋地区の行政区画図」として三橋一丁目ないし六丁目及び上小町を示す図を掲げている（乙9・4頁）。さらに、三橋地区について、「三橋の山本と名乗ればハハーン、とわかる仕組みになっている」と記載する（乙9・24頁）。これは、原告側団体自身が、三橋地区、姓、地域内外の認識可能性を結び付けて公刊していたことを示す記述である。
- (3) 乙9は、生活実態についても詳細である。同書は「同和地区である三橋三丁目」と明示したうえで、三橋三丁目の面積、世帯数、人口及び人口密度を周辺町丁目と比較する表を掲げる（乙9・84頁）。また、「現在、この狭い三橋3丁目地区に約300軒の貸家が建っています」と記載し、地元地区民62戸のうち31戸が家主であることまで述べている（乙9・85頁）。
- (4) 乙14も同様に重要である。乙14は、原告埼玉県連自身が発行した『埼玉県部落解放運動史』である。同書は、熊谷町の肥塚（こいづか）支部における小作料軽減闘争を記載し（乙14・184頁）、桶川・加納地区について「加納の部落は約20世帯」と記載する（乙14・312頁）。さらに、同和対策集会所設置状況一覧に「岩槻市鹿室南」を掲げている（乙14・441頁）。これらは、地域28、地域35及び地域36に関する地域名、支部、部落、同和対策施設に関する情報が、原告側団体自身の公刊資料に掲載されていたことを示す。
- (5) 以上のとおり、原告側団体自身の資料にも、地域名、支部、部落、同和対策施設等に関する記載が存在する。原告らが、自己又は関係団体の公刊資料で地域・歴史・同和行政に関する情報を社会に示してきたにもかかわらず、被告による同種の表現を個別の特定なしに全面削除しようとすることは、一般に知られていないこと、違法性、差止めの必要性及び相当性の判断において重要である。

3 公刊研究書

- (1) 乙10は、現さいたま市には「三橋3丁目（大宮区）・鹿室（岩槻区）・南中丸（見沼区）などの被差別部落がある」と明記し、三橋3丁目については乙9を出典として挙げている（乙10・215頁）。また、同書の参考文献には乙14が掲げられて

いる（乙10・217頁）。原告側資料に載っていた地域に関する記載は、後の公刊研究書でも参照されている。

- (2) 乙11は、北足立郡與野町八王子について、八王子村字馬橋の長吏に関する記載を掲げている。また、桶川町、下村、町谷について、「町谷20戸、下村10戸」と記載し、町谷及び下村を別々の曲輪として扱っている（乙11）。これらは、地域32及び地域33に係る旧地名、長吏、曲輪等の記載が公刊資料に存在することを示す。

4 自治体公開資料及び自治体施設に関する公開資料

- (1) 乙8は、熊谷市の「個別施設計画5人権施設編」である。同資料は、集会所について、「基本的人権の尊重と同和問題の根本的解決」を図るため、「同和教育推進の場として19館設置」していると記載し、その対象施設一覧に「肥塚集会所」を掲げている（乙8・3ないし4頁）。さらに、同資料は、集会所が「同和問題の早期解決」を目指す「成人ハートフル学級」を実施しているとも記載する（乙8・6頁）。これは、熊谷市自身が、肥塚集会所を同和問題・人権教育施設として公表していることを示す。

- (2) 乙13は、さいたま市人権教育集会所条例である。同条例は、人権教育集会所を「同和問題を始めとした様々な人権問題の解決」を図るために設置すると定めたうえ、名称及び位置として「さいたま市立五反田会館」及び「さいたま市立鹿室南集会所」を掲げている（乙13・第1条、第2条）。これは、南中丸及び鹿室に関する人権教育集会所の名称、位置及び設置目的が、自治体条例として公表されていることを示す。

- (3) さらに、乙12は、さいたま市立五反田会館を特集した公開資料である。同資料は、五反田会館を「さいたま市見沼区南中丸五反田地区の住宅地の一角」にある施設として紹介し、さいたま市には「五反田会館のような同和教育集会所が2か所」と記載する（乙12・2頁）。また、同資料は、五反田会館が「人権教育・啓発を推進していくための学習施設」であること、「同和地区と言われていた地域」の施設に関する記述、及び五反田会館の建物外観写真を掲載している（乙12・2ないし3頁）。これは、南中丸五反田地区、五反田会館、同和教育集会所及び同和地区と言われていた地域との結び付きが、自治体条例だけでなく一般向け公開媒体でも紹介されていたことを示す。

- (4) 以上のとおり、自治体自身又は自治体施設に関する公開資料にも、設置目的、施設名、所在地、沿革又は地域との結び付きが記載されている。原告らが、地域に関する情報が公表されていること自体を違法であるかのようにいうことは、自治体の公開実務及び既存の公開資料とも整合しない。

5 証拠の扱い

個人原告との関係が訴状上記載されていない地域について公開資料を示す場合は、原告埼玉県連による包括的な削除・差止請求への反論として示すものである。これらの地域について、個人原告との関係が訴状上記載されていないことは、前記第2のとおりである。

6 「新たな手がかり」論について

先行判決の「新たな手がかり」論をそのまま本件に広げることができない理由は、準備書面1第6で述べた。本書面で述べるのは、既公開資料がある以上、被告の記事又は動画によって、どの個人情報新たに示され、誰がどの程度識別できるようになったのかを、原告ごとに見るべきであるという点である。先行判決の「新たな手がかり」論を、本件の全記事・全動画・全原告にまとめて当てはめることはできない。

第4 結論

以上のとおり、本件で問題とされている地区に関する情報は、被告の記事又は動画によって初めて社会に出たものではない。原告側団体自身の公刊資料、公刊研究書、自治体資料及び自治体施設に関する公開資料に、地域名、支部、施設名、所在地、沿革又は地域との結び付きに関する記載が存在する。

したがって、本件で問われるべきなのは、地域に関する情報が掲載されているかどうかではない。原告らは、被告の記事又は動画のどの部分が、どの個人原告について、既存資料からは分からなかった私生活上の事実を新たに明らかにしたのかを、記事ごと、動画ごと、原告ごとに示す必要がある。

以上